

「井手町地域創生推進会議」設置要領

(設置)

第1条 井手町における人口減少対策及び地域創生の取り組みを推進する人口ビジョン、地域創生戦略の策定等について有識者の意見を聴取するため、「井手町地域創生推進会議（以下「会議」という）を設置する。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 井手町の人口ビジョン
- (2) 井手町の地域創生計画
- (3) その他人口減少対策及び地域創生の取り組みを推進するために必要な事項

(委員)

第3条 会議の委員は、産業関係者、行政機関関係者、学識経験者、金融機関関係者、労働団体及び地域創生等に関し識見を有する者とする。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 会議に座長を置く。
- 4 座長は、会議の議事を運営する。
- 5 町長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月8日から施行する。